

# 1. 中央区総合交通計画とは

## 1.1 中央区総合交通計画策定の目的

中央区では、平成 20 年に 10 年後の姿を明らかにし、「遊・職・住」の三拍子そろった都心中央区の魅力をダイナミックに世界に発信すべく、「中央区基本計画 2008」を策定しました。

計画においては、中央区の将来像として「生涯躍動へ 都心再生 - 個性がいきる ひととまち」を掲げています。この将来像を実現するため、「うるおいのある安全で快適なまち」という基本目標に基づいて、公共交通の整備促進を含めた施策などを通じて都心にふさわしい都市の基盤づくりに向けた取り組みを展開しています。

交通については、区内には J R、地下鉄が高水準に整備されており、バス路線網も都営バスの運行に加えて、区民の足として「中央区コミュニティバス（江戸バス）」の運行を平成 21 年 12 月から開始するなど、公共交通の利便性は高まっています。

一方、平成 23 年 11 月 16 日に定住人口が 12 万人を突破し、今後も人口増加が予想されるなかで、増加する交通需要への対応が課題となっています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と原発事故は、区民のエネルギーなどの環境意識を変えると同時に、交通の重要性が再認識されました。

これらの状況を踏まえ、増加する交通需要への対応、交通弱者等の移動の支援、交通手段の適切な分担などの都市交通課題を解決するため、総合交通計画を策定することといたしました。

本計画は、計画編と戦略編に分かれています。計画編では土地利用の現況と特性から区分された地域別に交通まちづくりのイメージを設定した上で、本区の交通施策を総合的に推進するための各種施策について定めています。また、戦略編では当該計画の内容を具現化し、実行するための具体的な手順について定めています。

今後、本計画に基づき各施策を着実に実施し、区の将来像である「生涯躍動へ 都心再生 - 個性がいきる ひととまち」の実現を目指してまいります。

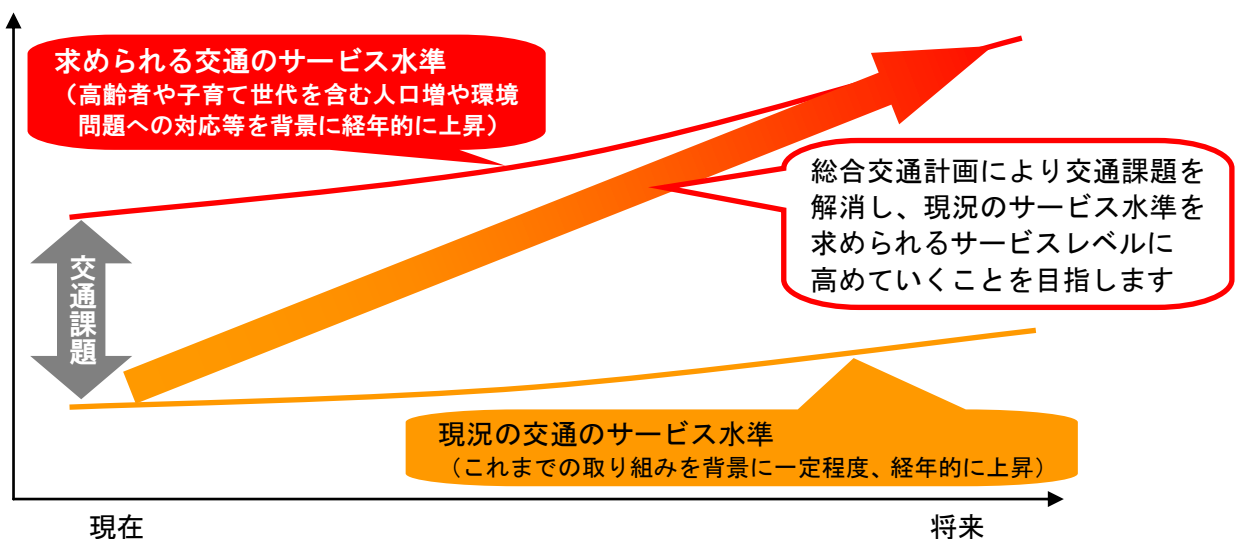


図 中央区総合交通計画策定の目的

## 1.2 位置付け

本計画は、「中央区基本構想」及び「中央区基本計画2008」を上位計画とし、地区計画や「中央区環境行動計画」等区の計画及び「2020年の東京」や「東京の新しい都市づくりビジョン」等東京都の計画を関連計画とし、区の将来像を実現するための計画です。このため、中央区全域について、徒歩、自転車、公共交通、自動車、物流等交通の今後のあるべき姿を示しています。

計画編は、中長期を見越した交通のあるべき姿や方向性、その実現のための方針や方法の大枠を示すものであり、計画期間を20年間とします。戦略編は、短・中期の間に実施すべき施策とその役割分担等を示す実行計画であり、計画期間を10年間とします。

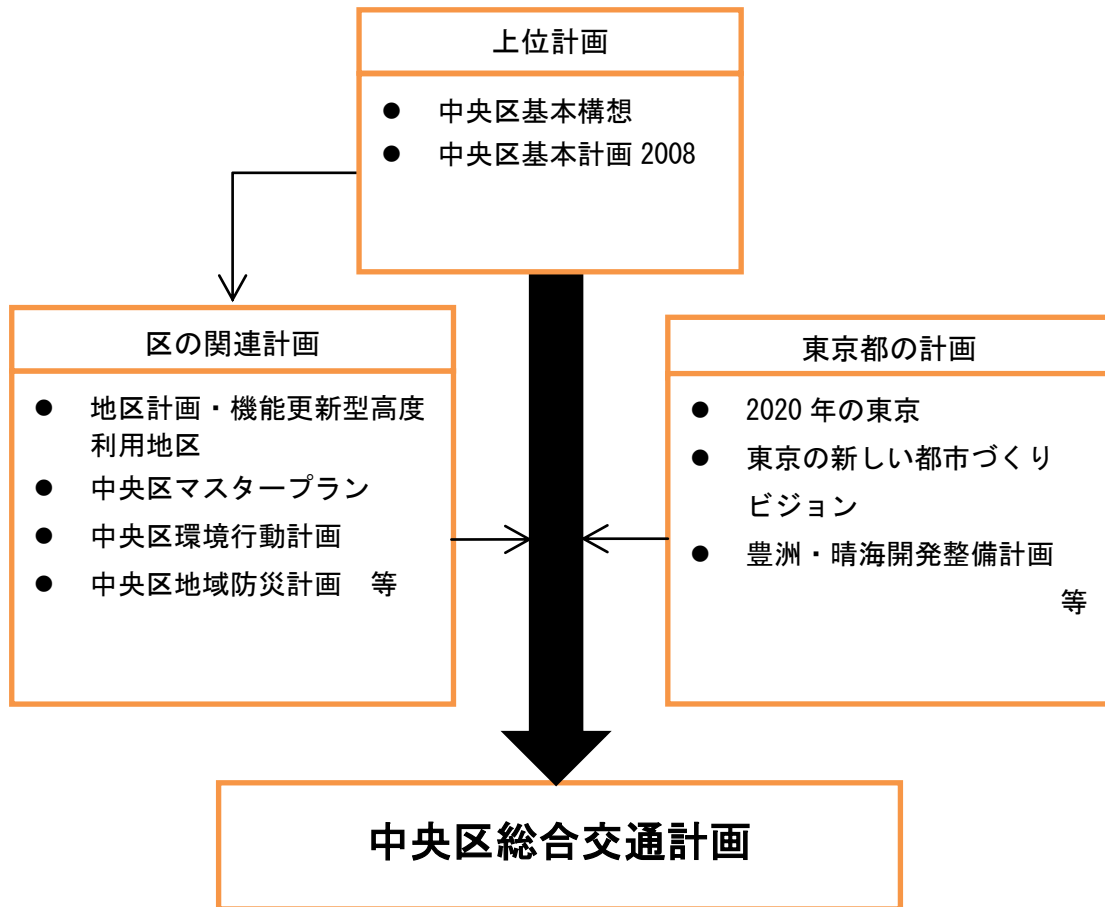


図 中央区総合交通計画の位置づけ

図 中央区総合交通計画の対象区域・対象とする交通・計画期間

対象区域	中央区全域	
対象とする交通	徒歩、自転車、公共交通、自動車、物流等	
計画期間	計画編	平成24年度から平成43年度まで（20年間）
	戦略編	平成24年度から平成33年度まで（10年間）